

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	貧困農民支援に関する日本国政 府とアゼルバイジャン共和国政 府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 H22. 1.31まで	H21. 1.30 バクーで (同日)	日本側 大木正充在アゼル バイジャン大使 イス アゼルバイジャン側 ヤト・アバソフ農業大臣	H21. 2.13 63号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。